

別紙1

都道府県名 ()
流域名 ()
森林計画区名 ()

保安林種別指定解除計画表

(単位:ha)

保 安 林 種		指定計画		解除計画		計画期末面積	
		指定計画量計	うち指定計画前半5年分	解除計画量計	うち解除計画前半5年分		
						うち計画前半5年分	
水源涵養のための保安林							
災害防備のための保安林	2号及び3号保安林						
	4号～7号保安林						
	計						
保健、風致の保存等のための保安林							
合計							

注意事項

- 1 面積は延べ面積とすること。ただし、合計欄は実面積とすること。
- 2 「災害防備のための保安林」の「2号及び3号保安林」欄には森林法第25条第1項第2号及び第3号に掲げる目的を達成するための保安林の面積を記入すること。
- 3 「災害防備のための保安林」の「4号～7号保安林」欄には森林法第25条第1項第4号から第7号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記入すること。
- 4 「保健、風致の保存等のための保安林」欄には、森林法第25条第1項第8号から第11号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記入すること。
- 5 変更計画の場合は二段書きで上段を変更計画(赤字にて記載)、下段を現計画とすること。

別紙2 保安林指定計画一覧表

都道府県名 ()
流域名 ()
森林計画区名 ()

整理番号	保安林種	所在場所		保安林面積等			指定予定地の現況			治山事業等との関係	受益対象	保安林指定を必要とする理由	備考
		市郡町村	大字	権限別	国公私別	要指定面積	地況	林況	荒廃状況				
						ha							
						ha							

- 注意事項
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
 - 2 「保安林面積等」欄には、次により記載すること。
 - (1)「権限別」欄には、大臣、知事の別を記載すること。
 - (2)「国公私別」欄には、該当する所有区分の頭文字を記載すること。(国有林:国、公有林:公、私有林:私)
 - (3)「要指定面積」欄には、次により記載すること。
 - ① 実測又は見込みのいずれかを明示して記載すること。
 - ② 面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとどめ第5位を切り捨てること。
 - 3 「指定予定地の現況」欄には、次により記載すること。
 - (1)「荒廃状況」欄には、崩壊地の面積、山腹及び溪流の荒廃の有無、状況等について記載すること。
 - (2)現況が森林以外の場合、林況の記載は要しない。
 - 4 「治山事業等との関係」欄には、保安林として指定しようとする森林及び直接関係地域における保安施設事業、地すべり防止工事、砂防法(明治30年法律第29号)第1条の砂防工事その他これらに類する事業又は工事に係る施設の設置の実績又は計画がある場合に、当該施設の設置の時期、工種その他必要な事項を記載すること。
 - 5 「受益対象」欄には、受益の対象の範囲(流域又は行政単位等(市郡、町村、大字、字)の名称を用いること。)及び種類(人口、建物、道路、鉄道、用水施設、農地、水利権その他これらに類するものの別を明らかにすること。)別の規模並びに数量を記載すること。
 - 6 「保安林指定を必要とする理由」欄には、指定に係る森林と受益対象との関係において当該森林に期待される森林の機能を記載し、その機能を維持し、又は向上させるために保安林の指定が必要である理由を記載すること。

都道府県名 ()
流域名 ()
森林計画区名 ()

整理 番号	保安 林種	所在場所				森林所有者		要指定面積 (ha) (実測又は 見込み)	他法令に よる制限	治山事業 等との関 係の有無	指定施業要件として定める 伐採の方法		保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐 率						間伐 率	植栽					指定に 対する 受益 者等 の意 見	備考	
		市郡・ 町村	大字	字	地番	住所	氏名				伐採の 方法	当該伐採の方法 等を定める理由	林況				係数			択伐 率	樹種	地位 級	本数	方法			期間
													樹種	林齢	標準 伐期 齢	立木 度	調整	係数									
								ha																			
								ha																			
								ha																			
								ha																			

- 注意事項
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A3判とすること。
- 2 「森林所有者」欄には、次により記載すること。
- (1) 「住所」欄及び「氏名」欄には、次により記載すること。
- ① 森林所有者が2人以上にわたるときは、1人の住所及び氏名のみを記載の上、「ほか〇人」と併記すること。
この場合において、共有者の住所及び氏名を記載した共有者名簿を添付すること。
- ② 森林所有者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- ③ 森林所有者が国又は地方公共団体であるときは、「国」「〇〇県」等と記載すること。
また、森林所有者が国であるときは、当該国有林を管理する機関の名称及び所在地を併記すること。
- (2) 所有権以外の登記済の権利が設定されている森林については、「森林所有者」欄に、当該権利の種類(地上権、賃借権等の別)及び権利者の住所及び氏名を併記すること。
- 3 「要指定面積」欄には、次により記載すること。
- (1) 面積は、実測又は見込みのいずれかを明示して記載すること。
- (2) 保安林として指定しようとする地番の総面積と台帳面積が異なる場合は、台帳面積を上段に【 】で記載すること。
- (3) 保安林として指定しようとする地番の総面積と保安林として指定しようとする森林の面積が異なる場合は、総面積を上段に《 》で記載すること。
- (4) 2筆以上のときは、整理番号ごとにその合計面積等を記載すること。
- (5) 面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとり第5位を切り捨てること。
- (6) 定めようとする伐採種が地番ごとの要指定地の一部であるものについては、要指定地の面積を()を付して併記すること。
- (7) 同一地番内において択伐率を異にする部分がある場合には、当該部分ごとに記載すること。
- (8) 同一地番内において間伐率を異にする部分がある場合には、当該部分ごとに記載すること。
- 4 「他法令による制限」欄には、指定に係る森林が砂防法、文化財保護法(昭和25年法律第214号)その他の法令により立木竹の伐採その他の行為を制限されているものである場合、当該制限の内容(たとえば、砂防設備地、砂防制限地、地すべり防止区域、国立公園第1種特別地域等)を記載すること。
- 5 「治山事業等との関係の有無」欄には、保安林として指定しようとする森林及び直接関係地域における保安施設事業、地すべり防止工事、砂防法第1条の砂防工事その他これらに類する事業又は工事に係る施設の設置の実績又は計画がある場合、「有」と記載すること。
- 6 「指定施業要件として定める伐採の方法」の「伐採の方法」欄には、次により記載すること。
- (1) 同一地番内の森林において伐採の方法が2以上の伐採方法が定められている場合には禁伐、択伐、皆伐の順に記載すること。
- (2) 禁伐又は択伐とする森林であって間伐を必要とするものについては、(間伐)と記載すること。
- (3) 皆伐とするものについては、1箇所当たりの面積の限度を併せて記載すること。記載例:皆伐(10)
- (4) 主伐に係る伐採の方法に関する特例を定める場合、当該地番については、別途様式通知の様式4ー2を添付すること。
- 7 「指定施業要件として定める伐採種」の「当該伐採の方法等を定める理由」欄には、次により記載すること。
- (1) 地況、林況及び期待すべき機能に即して、当該伐採種とする必要があると認められる理由を記載すること。
- (2) 伐採種を皆伐とするものについては、面積の限度の根拠についても記載すること。
- 8 「保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率」欄には、次により記載すること。
- (1) 「立木度」欄は、立木度を現在の林分蓄積と当該林分の林齢に相応する期待蓄積とを対比して10分率をもって表すものとし、10、9、8……のように記載すること。
- (2) 「調整」欄は、当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して調整する必要がある場合に、その程度に応じて(1)の数値に加算する値を+1、-1のように記載すること。
- (3) 「係数」欄は、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ確な更新が困難と認められる森林にあつては、40パーセント)以上である森林にあつては当該森林の「立木度」を、その他の森林にあつては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント(伐採跡地につき植栽によらなければ確な更新が困難と認められる森林にあつては、40パーセント)以上となる時期において推定される「立木度」(「立木度」欄の値に「調整」欄の値を加算した値)を10で除して記載することとし、立木度10については、1.0、立木度9については、0.9と記載すること。
- 9 「植栽」欄には、次により記載すること。
- (1) 「地位級」欄には、当該森林における当該樹種に係る地位級を記載すること。
- (2) 「本数」欄には、樹種ごとにおおむね1ヘクタール当たりの植栽本数を記載すること。

別紙3 保安林解除計画一覧表

都道府県名 ()
流域名 ()
森林計画区名 ()

整理 番号	保安林 種	指定 年月 日及 び告 示番 号	所在場所		保安林面積等(ha)				現 況	保安林解除を必要とする理由		備考
			市郡 町村	大字	権限 別	国公 私別	保安林 面積	うち要解 除面積		区分	理由	
							ha	ha				

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
- 2 「保安林面積等」欄には、次により記載すること。

(1) 「権限別」欄には、大臣、知事の別を記載すること。

(2) 「国公私別」欄には、該当する所有区分の頭文字を記載すること。(国有林:国、公有林:公、私有林:私)
- (3) 「保安林面積」欄には、次により記載すること。

① 面積は、実測又は見込みのいずれかを明示して記載すること。

② 2筆以上のときは、整理番号ごとにその合計面積等を記載すること。

③ 面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとどめ第5位を切り捨てること。
- 3 「現況」欄には、現況が森林の場合にあっては、地況、林況、荒廃状況について記載し、現況が森林以外の場合にあっては、現状の土地利用状況等について記載すること。
- 4 「保安林解除を必要とする理由」欄には、次により記載すること。

(1) 「区分」欄には、次に掲げる区分のうち該当する区分番号(①～④)を記載すること。

① 受益の対象が消滅したと認められるため解除する場合

② 自然現象等により保安林が破壊され、かつ森林に復旧することが著しく困難と認められるため解除する場合

③ 特に施業制限をしなくても森林の保安機能を害するおそれなくなったと認められるため解除する場合

④ その他

(2) 「理由」欄には、次により記載すること。

① 区分①の場合にあっては、消滅した受益の対象並びにその消滅の時期及び理由を記載すること。

② 区分②の場合にあっては、当該自然現象等の発生時期及び種類、保安林の破壊の程度並びに復旧が著しく困難と認められる理由を記載すること。

③ 区分③の場合にあっては、当該保安林に係る指定の経緯、指定後の管理の状況及び保安機能を害するおそれがないと認められる理由を記載すること。

④ 区分④の場合にあっては、解除を必要とする理由を記載すること。

⑤ 必要に応じて経緯を時系列順に箇条書きで記載すること。

別紙3－1 保安林解除計画表

都道府県名 ()
流域名 ()
森林計画区名 ()

整理 番号	保安林 種	所在場所				森林所有者		保安林面積		指定年月 日及び告 示番号	治山事業 等との関 係	受益対象		指定施業要 件の内容			解除に対する受益者等の意見	備考
		市郡 町村	大字	字	地番	住所	氏名	全面積	うち解除 面積			範囲・種類・数量等	既往の被災状 況等	禁 伐	択 伐	皆 伐		

- 注意事項
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A3判とすること。
- 2 「所在場所」欄、「森林所有者」欄、「治山事業等との関係」欄、「受益対象」欄には、様式2及び2－1の記載要領に準じて記載すること。
- 3 「保安林面積」欄には、次により記載すること。
- （1）面積は、実測又は見込みのいずれかを明示して記載すること。
- （2）保安林台帳に記載されている面積が「全面積」欄に記載する面積と異なるときは、保安林台帳に記載されている面積を【 】を付して併記すること。
- （3）2筆以上のときは、整理番号ごとにその合計面積等を記載すること。
- （4）面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとどめ第5位を切り捨てること。
- 4 「指定施業要件の内容」欄には、指定施業要件として定められている伐採の方法に該当する欄に「○」を記載すること。

保安林種別指定施業要件変更計画表

都道府県名 ()

流域名 ()

森林計画区名 ()

ア 伐採の方法の変更

(単位:ha)

保安林種		変更面積						
		皆伐→択伐	皆伐→禁伐	択伐→禁伐	禁伐→択伐	禁伐→皆伐	択伐→皆伐	計
水源涵養のための保安林								
災害防備 のための 保安林	2号及び3号保安林							
	4号～7号保安林							
	計							
保健、風致の保存等のための保安林								
合計								

イ 伐採の限度の変更

(単位:ha)

保安林種		変更面積					
		皆伐の変更				択伐率の変更	間伐率の変更
		皆伐の面積の 限度の新設	皆伐の面積の限度 の引下げ	皆伐の面積の限 度の引上げ	計		
水源涵養のための保安林							
災害防備 のための 保安林	2号及び3号保 安林						
	4号～7号の保 安林						
	計						
保健、風致の保存等のため の保安林							
合計							

ウ 植栽の方法、期間及び樹種の変更

(単位:ha)

保安林種		変更面積				
		植栽の樹種の変更	植栽の本数の変更	植栽の期間の変更	植栽の義務の追加	植栽の義務の解除
水源涵養のための保安林						
災害防備のための保安林	2号及び3号保安林					
	4号～7号保安林					
	計					
保健、風致の保存等のための保安林						
合計						

注意事項

- 面積は延べ面積とすること。ただし、合計欄は実面積とすること。
- 「皆伐の面積の限度の新設」欄には、皆伐の面積の限度が定められていない保安林について、新たに皆伐の面積の限度を設定する場合の当該保安林の面積を記載すること。
- 「災害防備のための保安林」の「2号及び3号保安林」欄には森林法第25条第1項第2号及び第3号に掲げる目的を達成するための保安林の面積を記載すること。
- 「災害防備のための保安林」の「4号～7号保安林」欄には森林法第25条第1項第4号から第7号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記載すること。
- 「保健、風致の保存等のための保安林」欄には、森林法第25条第1項第8号から第11号までに掲げる目的を達成するための保安林の面積を記載すること。
- 変更計画の場合は二段書きで上段を変更計画(赤字にて記載)、下段を現計画とすること。

別紙5 指定施業要件変更調査報告書

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 氏名 印

指定施業要件の基準の見直し等に係る指定施業要件変更調書の提出について

指定施業要件の基準の見直し等に係る指定施業要件変更調査を終了したので、関係書類を添えて提出します。

整理番号	
------	--

注意事項

整理番号は指定施業要件変更調書に記載した整理番号を「○から○」までと記載すること。

別紙6 指定施業要件変更上申書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

森林管理局長 印

指定施業要件の基準の見直し等に係る指定施業要件変更調書の提出について

別添指定施業要件変更調書に記載する保安林について、指定施業要件を変更することを適当と認めるので、関係書類を添えて上申する。

整理番号	
------	--

注意事項

整理番号は指定施業要件変更調書に記載した整理番号を「○から○まで」と記載すること。

別紙 7 指定施業要件変更調書

整 理 番 号										
指定時等の告示		年 月 日								
		番 号								
指 定 の 目 的										
告示に記載されている保安林の面積	民有林	重要流域								
		重要流域以外								
	国有林	林野庁所管								
		林野庁所管以外								
指定施業要件を変更する保安林の区分										
指定施業要件を変更する保安林の面積 (ha)	皆伐面積の変更									
	択伐率の変更		初回							
			2回目以降							
	間伐率の変更									
	植栽の変更									
変更後の指定施業要件等	皆伐限度面積 (ha)									
	初回択伐率	係数等	立木度							
			調 整							
		係数								
	択伐率の限度		植栽義務有							
		植栽義務無								
添付書類	別紙 7 - 2									
	別紙 7 - 3									
	別紙 7 - 4									
	別紙 7 - 5									
	指定施業要件変更調査地図									
備 考										

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 判とすること。
- 2 「指定時等の告示」欄には、次のとおり記載すること。
 - (1) 対象となる告示
 - ア 昭和37年7月1日以前に指定された保安林の場合
保安林の指定施業要件を定めたときの告示
 - イ 昭和37年7月2日以降に指定された保安林の場合
保安林の指定時の告示
 - (2) 記載内容
 - ア 同一の告示番号で一の保安林の指定をした場合
告示年月日及び告示番号を記載すること。
 - イ 同一の告示番号で二以上の保安林の指定をした場合
告示年月日、告示番号及び区分番号（指定目的等別に区分して付した番号をいう。
以下同じ。）を記載すること。ただし、区分番号が付された保安林のすべてにつき指
定施業要件を変更する場合にあっては、区分番号を省略し、区分番号が連続している
ものについては、「○から○まで」と記載することができる。
- 3 「指定施業要件を変更する保安林の区分」欄には、次の区分に応じて①から④までのい
ずれかの番号を記載すること。
 - ① 「民有林（重要流域）」
 - ② 「民有林（重要流域以外）」
 - ③ 「国有林（林野庁所管）」
 - ④ 「国有林（林野庁所管以外）」
- 4 「指定施業要件を変更する保安林の面積」欄は、変更しない項目の欄には「―」を記載
すること。
- 5 「皆伐限度面積」欄には、皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限
度を記載すること。その際、変更前の当該面積の限度（当該限度が定められていない場合
には「―」）を括弧書で併記すること。

ただし、同一の告示に係る保安林のうち、同一地番内のものの一部につき他の部分と異
なる皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度の変更を行う場合又は
重要流域の民有林、重要流域以外の流域の民有林、林野庁所管の国有林若しくは林野庁所
管以外の国有林の区分ごとにその一部につき皆伐による伐採をすることができる1箇所当
たりの面積の限度を変更する場合には、「（別紙のとおり。）」と記載するとともに、別紙
7-2の書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 6 「立木度」、「調整」及び「係数」欄には、保安林の指定後最初に択伐を行う森林につ
いての択伐率（以下「初回択伐率」という。）の限度を新たに定める場合に、次のとおり
記載すること。
 - (1) 「立木度」欄には、現在の林分蓄積を当該林分の林齢に相応する期待蓄積で除して得
た値に10を乗じて得た値を、小数第1位を四捨五入して記載すること。
 - (2) 「調整」欄には、当該森林の立木度を将来の成長状態を加味して調整する必要がある
場合に、その程度に応じて(1)の数値に加算する値を+1、-1のように記載すること。
 - (3) 「係数」欄には、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の

材積の30パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林にあっては、40パーセント）以上である森林にあっては当該森林の「立木度」を、その他の森林にあっては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林にあっては、40パーセント）以上となる時期において推定される「立木度」（「立木度」欄の値に「調整」欄の値を加算した値）を10で除して記載することとし、立木度10については、1.0、立木度9については、0.9のように記載すること。

- 7 「択伐率の限度」欄には、初回択伐率の限度を「植栽義務有」、「植栽義務無」ごとに記載すること。その際、変更前の当該初回択伐率の限度（当該限度が定められていない場合には「―」）をかつこ書で併記すること。

ただし、同一の告示に係る保安林のうち、同一地番内のものの一部につき他の部分と異なる初回択伐率の限度の変更を行う場合又は重要流域の民有林、重要流域以外の流域の民有林、林野庁所管の国有林若しくは林野庁所管以外の国有林の区分ごとにその一部につき初回択伐率を変更する場合には、「(別紙のとおり。)」と記載するとともに、別紙7－3の書面を作成し、当該書面を添付すること。

- 8 「添付書類」欄には、次の（1）から（5）までに掲げる場合に依じて、それぞれ当該（1）から（5）までに定める記載欄に○を記載すること。

(1) 5のただし書に該当する場合 「別紙7－2」欄

(2) 7のただし書に該当する場合 「別紙7－3」欄

(3) 植栽の方法（本数）、期間又は樹種を変更する場合 「別紙7－4」欄

(4) 同一の告示に係る保安林のうち、重要流域の民有林、重要流域以外の流域の民有林、林野庁所管の国有林又は林野庁所管以外の国有林の区分ごとにその一部につき間伐をすることができる立木の材積の限度を変更する場合 「別紙7－5」欄

(5) 同一地番内の保安林の一部につき他の部分と異なる指定施業要件の変更を行う場合
「指定施業要件変更調査地図」欄

指定施業要件変更面積集計表

国・民 有林別	保安林種別	指定施業要件の変更面積（ha）			
		皆伐面積	択伐率	間伐率	植栽
合 計					

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 判とし、国・民有林別、保安林種別にそれぞれ変更した面積を記入すること。
- 2 面積はヘクタールを単位とし小数第4位にとどめ第5位を切り捨てること。
- 3 「指定施業要件の変更面積」欄には、1箇所当たりの皆伐面積の限度、択伐率の限度、間伐率の限度並びに植栽の方法（本数）、樹種及び期間別に区分して変更した面積を記載すること。

皆伐することができる1箇所当たりの面積の限度

整理 番号	指定時等の告示		指定の目的	所在場所				面積 (ha)	皆伐 限度 面積
	年月日	番号		市町村	大字	字	地番		
								—	

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
- 2 別紙7の「皆伐限度面積」欄に「(別紙のとおり。)」と記載した場合に、作成する「整理番号」欄には、別紙7の整理番号を記載すること。
- 3 「所在場所」欄には、伐採の方法を定めていない保安林のうち、皆伐することができる1箇所当たりの面積の限度を変更するものにつき、「皆伐限度面積」欄の数値が同一であるものごとにまとめて記載すること。なお、「所在場所」の「市町村」欄、「大字」欄及び「字」欄には、同一の告示に係る市町村内、大字内又は字内の全ての保安林につき指定施業要件を変更する場合には、それぞれ市町村名、大字名又は字名のみを記載すること。
- 4 「所在場所」の「地番」欄には、地番の番号が連続しているものについては、列記を省略し、「○から○まで」と記載すること。ただし、同一地番内の保安林の一部につき指定施業要件を変更する場合には、該当する地番を区分して記載すること。
- 5 「面積」欄には、同一地番内の保安林について「皆伐限度面積」が異なる場合に、当該面積に対応する保安林の面積を区分して記載すること。
- 6 別紙7の「皆伐限度面積」欄には、二段書きで記載し、指定施業要件の変更前の皆伐限度面積（当該面積が定められていない場合には「—」）をかつこ書で上段に、指定施業要件の変更後の皆伐限度面積を下段に記載すること。

保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率の限度

整理 番号	指定時等の告示		所 在 場 所				面 積 (ha)	立 木 度	係 数		択伐率
	年月日	番 号	市町村	大字	字	地番			調整	係数	

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4判とすること。
- 2 別紙7の「択伐率の限度」欄に「(別紙のとおり。)」と記載した場合に作成することとし、「整理番号」欄には、別紙7の整理番号を記載すること。
- 3 「所在場所」欄には、主伐が行われていない保安林につき、「択伐率」が同一であるものごとにとまとめて記載すること。なお、「所在場所」の「市町村」欄、「大字」欄及び「字」欄には、同一の告示に係る市町村内、大字内又は字内の全ての保安林につき指定施業要件を変更する場合には、それぞれ市町村名、大字名又は字名のみを記載することができる。
- 4 「所在場所」の「地番」欄には、地番の番号が連続しているものについては、列記を省略し、「○から○まで」と記載すること。ただし、同一地番内の保安林の一部につき指定施業要件を変更する場合には、該当する地番を区分して記載すること。
- 5 「面積」欄には、同一地番内の保安林について「保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率の限度」が異なる場合に、当該面積に対応する保安林の面積を区分して記載すること。
- 6 「立木度」欄、「調整」欄及び「係数」欄には、保安林の指定後最初に択伐を行う森林についての択伐率の限度を新たに定める場合に、次のとおり記載すること。
 - (1) 「立木度」欄には、現在の林分蓄積を当該林分の林齢に相応する期待蓄積で除して得た値に10を乗じて得た値を、小数第1位を四捨五入して記載すること。
 - (2) 「調整」欄には、立木度を将来の成長状態を加味して調整する必要のある場合に、その程度に応じて(1)の数値に加算する値を+1、-1のように記載すること。
 - (3) 「係数」欄には、当該森林における標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林にあっては、40パーセント）以上である森林にあっては当該森林の「立木度」を、その他の森林にあっては当該森林の標準伐期齢以上の立木の材積が当該森林の立木の材積の30パーセント（伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林にあっては、40パーセント）以上となる時期において推定される「立木度」（「立木度」欄の値に「調整」欄の値を加算した値）を10で除して記載することとし、立木度10については、1.0、立木度9については、0.9のように記載すること。
- 7 「択伐率」欄は、二段書きで記載し、指定施業要件の変更前の「択伐率」（当該択伐率が定められていない場合には「—」）をカッコ書で上段に、指定施業要件の変更後の「択伐率」を下段に記載すること。

植栽

整理 番号	指定時等の告示		所 在 場 所				面 積 (ha)	樹種	地 位 級	本数	期間
	年月日	番 号	市町村	大字	字	地番					

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 判とすること。
- 2 植栽の方法（本数）、期間又は樹種を変更する場合に作成することとし、「整理番号」欄には、別紙7の整理番号を記載すること。
- 3 「所在場所」欄には、植栽の方法、期間及び樹種が定められている保安林につき、変更後の「植栽樹種」、「植栽本数」及び「期間」の組合せが同一であるものごとにまとめて記載すること。ただし、当該指定施業要件の変更に係る所在場所の全てにつき「植栽樹種」、「植栽本数」及び「期間」の内容が同じ場合には、「(省略)」と記載すること。なお、「所在場所」の「市町村」欄、「大字」欄及び「字」欄には、同一の告示に係る市町村内、大字内又は字内の保安林の全てにつき指定施業要件を変更する場合には、それぞれ市町村名、大字名又は字名のみを記載すること。
- 4 「所在場所」の「地番」欄には、地番の番号が連続しているものについては、列記を省略し、「〇から〇まで」と記載すること。ただし、同一地番内の保安林の一部につき指定施業要件を変更する場合には、該当する地番を区分して記載すること。
- 5 「面積」欄には、同一地番内の保安林について「植栽樹種」、「植栽本数」及び「期間」の組合せが異なる場合に、当該組合せに対応する保安林の面積を区分して記載すること。
- 6 「期間」欄は、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）第1の2の(11)のなお書きに基づき指定施業要件を変更する場合にあっては、「伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。ただし、森林法第34条第2項の許可又は森林法施行規則第63条第1項第5号の協議の同意がなされた場合においては、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。」旨を記載すること。

間伐率の変更に係る森林の所在場所

整理 番号	指定時等の告示		所 在 場 所				面 積 (ha)
	年月日	番 号	市町村	大字	字	地番	

注意事項

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 判とする。
- 2 同一の告示に係る保安林のうち、重要流域の民有林、重要流域以外の流域の民有林、林野庁所管の国有林又は林野庁所管以外の国有林の区分ごとにその一部につき間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度を変更する場合に作成することとし、「整理番号」欄には、別紙7の整理番号を記載すること。
- 3 「所在場所」の「市町村」欄、「大字」欄及び「字」欄には、同一の告示に係る市町村内、大字内又は字内の全ての保安林につき指定施業要件を変更する場合には、それぞれ市町村名、大字名又は字名のみを記載すること。
- 4 「所在場所」の「地番」欄には、地番の番号が連続しているものについては、列記を省略し、「○から○まで」と記載すること。ただし、同一地番内の保安林につき間伐をすることができる立木の材積の限度を変更する場合には、該当する地番を区分して記載すること。
- 5 「面積」欄には、同一地番内の保安林の一部につき間伐をすることができる立木の材積の限度を変更する場合には、当該変更に対応する保安林の面積を区分して記載すること。

別紙 8 法第 33 条の 3 の規定において準用する法第 29 条の規定による通知

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産大臣

保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知について

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法第 33 条の 3 において読み替えて準用する森林法第 29 条の規定により通知する。

整理 番号	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	指定された目的	変更に係る指定施業要件	備 考
		指定施業要件変更調書の指定の目的欄のとおり。	立木の伐採の方法については、変更しない。 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、指定施業要件変更調書に記載されているとおり。	

注意事項

指定施業要件変更予定保安林の所在場所欄には、「保安林指定施業要件変更調書（〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号）の「指定時等の告示」欄に掲げる告示に定めるところによる。」と記載する。

ただし、当該保安林が林野庁所管国有林である場合には、「意見書（〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号）により都道府県知事が指定施業要件の変更に同意した保安林に係る指定施業要件変更調書（〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号）の「指定時等の告示」欄に掲げる告示に定めるところによる。」と記載する。

別紙9 法第33条の3の規定において準用する法第33条の規定による告示

○農林水産省告示第 号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
年 月 日
農林水産大臣 ○○○○
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
○○年○○月○○日農林省告示第○○○○号、
○○年○○月○○日農林省告示第○○○○号（○に係るものに限る。）、○○年○○月○○日農林水産省告示第○○○○号
二 変更に係る指定施業要件
（一）立木の伐採の方法 変更しない。
（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を
○県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

注意事項

「指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的」については、次に掲げる場合の区分に応じて、そのいずれかを記載する。

- 1 同一の告示に係る保安林の全てにつき指定施業要件を変更する場合
「次に掲げる告示で定めるところによる。」
- 2 同一の告示に係る保安林の全てが民有林であり、そのうち民有林（農林水産大臣の指定に係るものに限る。）の全てにつき指定施業要件を変更する場合
「次に掲げる告示（重要流域（○年○月○日農林水産省告示第○号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。」
- 3 同一の告示に係る保安林が、国有林及び民有林であり、そのうち当該国有林のすべてにつき指定施業要件を変更し、当該民有林（農林水産大臣の指定に係るものに限る。）については指定施業要件を変更しない場合
「次に掲げる告示（国有林に係るものに限る。）で定めるところによる。」
- 4 同一の告示に係る保安林が、国有林及び民有林であり、そのうち当該国有林及び民有林（農林水産大臣の指定に係るものに限る。）の全てにつき指定施業要件を変更する場合「次に掲げる告示（国有林及び重要流域（○年○月○日農林水産省告示第○号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。」
- 5 同一の告示に係る保安林が、国有林及び民有林（農林水産大臣の指定に係るものに限る。）であり、そのうち当該民有林の全てにつき指定施業要件を変更し、当該国有林については指定施業要件を変更しない場合
「次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。」
- 6 同一の告示に係る保安林が、国有林及び民有林であり、そのうち民有林（農林水産大臣の指定に係るものに限る。）の全てにつき指定施業要件を変更し、当該国有林については指定施業要件を変更しない場合
「次に掲げる告示（重要流域（○年○月○日農林水産省告示第○号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。」

別紙 10 告示附属明細書

保安林指定施業要件変更告示附属明細書 (年 月 日都道府県告示第 号附属)

1 保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

〇〇年〇〇月〇〇日農林省告示第〇〇〇〇号

2 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

ア 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は〇〇川下流（〇〇市〇〇郡〇〇町、〇〇郡〇〇町、〇〇郡、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町の地域をいう。）の土砂の流出の防備のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときはその集団。以下アにおいて同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときはそれらの標準伐期齢の面積加重平均林齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合にはその達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

イ 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。

ウ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合を乗じた材積とする。

字長谷18、20 所在の森林 100分の21

字城山13、20 所在の森林 100分の27

エ ウにかかわらず、(3)に定める森林についての伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合

をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。)を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとにそれぞれ次に掲げる割合(3)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合)を乗じた材積とする。

字長谷1から9まで、15、16 所在の森林 100分の36

字城山9 所在の森林 100分の28

$$\frac{V_o - V_s \times \frac{7}{10}}{V_o}$$

V_o は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s は、当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

オ 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。

(3) 植栽

ア 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を、1ヘクタール当たりおおむね次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意(以下「当該許可等」という。)がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内においては、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字城山9 所在の森林

スギ(3,000本)、ヒノキ(3,000本)又はケヤキ(3,000本)

字長谷1から9まで(次の図に示す部分に限る。)所在の森林

スギ(2,100本)、ヒノキ(2,200本)

又はヤマザクラ(3,000本)

字長谷15、16 所在の森林 アカマツ(2,700本)

(「次の図」は、指定施業要件変更調査地図のとおり。)

イ 択伐により伐採をすることができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満一年生以上の苗を1ヘクタール当たりおおむね次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる

率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
ただし、当該許可等がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内においては、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字城山 9 所在の森林

スギ（3, 000本）、ヒノキ（3, 000本）又はケヤキ（3, 000本）

字長谷 1 から 9 まで（次の図に示す部分に限る。）所在の森林

スギ（2, 100本）、ヒノキ（2, 200本）

又はヤマザクラ（3, 000本）

字長谷 15、16 所在の森林 アカマツ（2, 700本）

（「次の図」は、指定施業要件変更調査地図のとおり。）

注意事項

- 1 同一の告示で二以上の指定時等の告示に属する保安林の指定施業要件を変更するときは、保安林（保安林に指定したときに、同一の告示番号の告示に属する森林の全部）ごとに 1、2、3・・・の番号を付して整理し、記載例の 1、2 の番号は、(1)、(2)とし、(1)、(2)、(3)の番号は、ア、イ、ウとし、ア、イ、ウの見出しは、(ア)、(イ)、(ウ)とする。
- 2 地番の一部について指定をする場合において記載する「(次の図に示す部分に限る。)」は、当該地番が 2 以上あるときは、当該末尾の地番の次に「(以上○筆について次の図に示す部分に限る。)」と記載する。
- 3 択伐による伐採をすることができる保安林の全部につき、本文の 2 の(3)の植栽の方法、期間及び樹種を指定するときは、本文の 2 の(2)のエの「ウにかかわらず、」の字句を記載しない。また、択伐による伐採をすることができる保安林の全部につき、本文の 2 の(3)の植栽の方法、期間及び樹種を指定しないときは、本文の 2 の(2)のエ及び(3)を記載しない。
- 4 保安林の指定後に主伐が既に行われている森林にあっては、2 の(2)のウのただし書及び 2 の(2)のエのただし書を記載しない。